**曽於市初回産科受診料助成事業**

曽於市では、妊娠判定を受ける低所得の妊婦に対して、初回の産科受診に要する費用の一部を助成しています。

〈**対象者**〉

　　妊娠判定のため産科受診する日において、市内に住所があり、次のいずれかに該当する方

　①市民税非課税世帯に属する方

　②生活保護法による被保護者である方

〈**対象となる受診項目**〉

　妊娠判定のため、問診・診察、尿検査及び超音波検査等の受診項目。

〈**助成額及び期間**〉

受診1回あたりに1万円を限度とし、同一年度につき2回を限度とします。

ただし、申請は初回の産科受診のあった日の翌日から6か月以内とします。

〈**申請に必要な書類**〉

①初回産科受診料助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）

②妊娠判定を実施した医療機関が発行する領収書及び診療明細書

③市民税非課税世帯もしくは生活保護法による被保護者であることを証明する書類

【問合せ先】　曽於市役所こども未来課子育て応援係（南棟1階③番窓口）

電話0986-76-1734（直通）